

# ぐんまぐらしの ニュース

2021  
No.366

群馬県消費者生活センター 令和3年1月1日



消費者庁イラスト集より

今回は、消費者行政の充実に向けた知事の表明を掲載します。  
裏面では、「エシカル消費」についてご案内します。

## 消費者行政の充実に向けて



明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかな新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、今までの日常が一変した年となりました。皆様には3密を避ける等の「新しい生活様式」を実践していただいておりますことに感謝申し上げます。県としては、感染の拡大をできるだけ食い止めるために、様々な取組を続けております。さらに、今後はwithコロナ時代において、「ニューノーマル」を先導するため、デジタル化による新たな価値の創出や安全性・持続性の

追求を意識し、各種施策を構築・実施したいと考えております。

さて、県民生活の安全性に目を向けますと、犯罪の発生件数は減少を続けているものの、依然として高齢者を狙った「悪質商法」や「特殊詐欺事件」は多く発生しております。消費生活センターに寄せられる相談も、高齢者からのものが全体の5割前後と、高い割合を占めております。また、デジタル化の進展・電子商取引の拡大を背景としたトラブル相談も増えています。

県では、県内全域に消費生活センターを設置し、誰もが身近な場所で専門的な消費生活相談が受けられる体制を整えるとともに、トラブルの未然防止に向けた情報発信やアドバイス、被害に遭った方への支援を行っております。

今後も、皆様が安全で安心できる消費生活を実現するため、消費生活センターにおける相談体制の充実や、タイムリーかつわかりやすい情報発信に努めるとともに、市町村、警察、関係消費者団体等と連携し、被害の防止と速やかな救済に努めて参りますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本年が皆様にとって良い年となりますよう心から祈念申し上げ、新年のあいさつといたします。

令和3年1月1日

群馬県知事

山本 一太

# 『エシカル消費』はじめませんか。

## ◆『エシカル消費』って何？



このままだと地球も人も危ない!!

消費者である私たち一人ひとりの意識と行動の変化が、今、求められています。

世界をよりよくするために、私たちはどんなことができるのか、どんな行動をすればよいのか。

消費と生産の裏側にある深刻な問題を知り、人・社会・地域・環境に配慮したものを買ったり使ったりすることが「**エシカル消費**」です。

毎日の生活が、これからの世界をよくできるかどうかにつながっています。

## ◆エシカル消費でできることを暮らしの中で見つけてみよう

「エシカル消費」に決まったやり方はありません。自分にとって大事にしたいことを自分にできる方法で行動すれば、それも立派な「エシカル消費」です。

「自分ひとりのちからなんて、たいしたことない」と思う人もいるかもしれません。

でも一人ひとりの力が集まれば、必ず大きな力になります。多くの人が「エシカル消費」を行えば、作る側の人にもそれに応え、「エシカルなもの」が増えていくでしょう。そんな企業や生産者を応援すれば、「エシカル消費」はどんどん広がります。消費は大きな力を持っているのです。



自分の身近な「エシカル消費」が社会を動かし、世界を変える。皆さんも「エシカル消費」はじめてみませんか。

・エコ商品を選ぶ

・使ったものはリサイクルする

・フェアトレード商品、オーガニックな食品を買う

・認証ラベルのある商品を選ぶ

・地元産の食材を食べる

・料理を作りすぎない、残さない

・被災地の特産品を買って応援する

☆YouTubeチャンネル「tsulunos」で動画公開中

tsulunos, エシカル消費



## 「若者の消費者トラブル188番」でご相談を!

関東甲信越ブロック若者被害防止  
共同キャンペーン・若者向け特別相談



契約や製品のことなど、不安なことがあったら、ひとりで悩まず、お気軽に消費生活センターへご相談ください。

日時 令和3年1月12(火)、13日(水) 9時～16時30分

電話番号 ☎188 (消費者ホットライン) ※お住まいの地域の相談窓口をご案内します

※若者向け特別相談期間中も、通常通り一般の方からの相談も受け付けております

### 消費生活相談のご案内

☎ **027-223-3001**  
消費者ホットライン ☎ **188**

群馬県消費生活センター ※日曜・祝日・年末年始は休み

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 (昭和庁舎1階北側)  
平日 9:00～16:30 (電話・来所相談に対応) ※来所相談は予約制  
土曜 9:00～12:00 / 13:00～16:30 (電話相談のみ)

編集・発行 / 群馬県生活こども部消費生活課 ☎ 027-226-2281 FAX 027-223-8100



※「くらしのニュース」は群馬県金融広報委員会の協力を得て作成しています。